令和２年度土佐清水ジオパーク構想活動支援事業助成金募集要項

土佐清水ジオパーク推進協議会

　土佐清水ジオパーク構想エリアを対象とした活動を支援し、土佐清水ジオパーク構想の学術資料の蓄積や貴重な地域資源の保全、ジオパーク活動の充実を図るため、活動費の助成をします。

1. **助成対象事業**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学術研究助成事業 | 土佐清水ジオパーク構想エリアを対象に行なわれる調査・研究事業 | ①地球科学に関する調査研究②動植物に関する調査研究③歴史・文化等に関する調査研究④ジオパーク活動を通じた観光、地域づくり、地域経済に係る調査研究⑤その他土佐清水ジオパーク推進協議会会長が認める調査研究 |
| 地域資源保全事業 | 土佐清水ジオパーク構想エリアを対象に行なわれる貴重な地域資源の保全事業 | ①地質・地形の保全②地域固有の貴重な生態系の保全③歴史的、文化的価値のある建造物や景観の保全④地域の歴史・文化に係る無形文化財の保全⑤その他土佐清水ジオパーク推進協議会会長が認める保全活動 |
| 普及・啓発事業 | 土佐清水ジオパーク構想エリア内外で行なわれる土佐清水ジオパーク構想の普及・啓発事業 | ①教育・啓発活動②ジオパークによる地場産業の振興に係る活動③土佐清水ジオパーク構想のプロモーションに係る活動④その他土佐清水ジオパーク推進協議会会長が認める普及・啓発活動 |

**２．成対象者、助成の要件、対象経費**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 学術研究事業 | 地域資源保全事業 | 普及啓発事業 |
| 対象事業者 | 次のいずれかに該当する個人もしくはグループとする。（１）研究機関に所属する研究者（２）学会発表や論文執筆に意欲のある学生（高校生、大学生、大学院生等）（３）その他土佐清水ジオパーク推進協議会会長が認めた研究者 | 土佐清水ジオパーク構想エリアにおいて地域資源の保全を行なう者。 | 次の全ての要件を満たすこと。（１）事業実施主体としての体制が整っていること（２）土佐清水ジオパークの普及・啓発に寄与すること |
| 助成の要件 | 次の全ての要件を満たすこと。（１）土佐清水ジオパーク構想において、学術資料として活用できる成果が見込まれるもの（２）研究成果として、学会や学術誌等で発表できるものであること | 次の全ての要件を満たすこと。（１）事業実施主体としての体制が整っていること（２）事業計画の内容が適正なうえ、高い持続性があり、地域への保全意識の浸透が見込まれるもの | 次の全ての要件を満たすこと。（１）事業実施主体としての体制が整っていること（２）土佐清水ジオパークの普及・啓発に寄与すること |
| 対象経費 | 調査・研究に要する経費（１）調査研究地までの交通費※ガソリン代は調査に要したもののみを対象とする。（２）調査研究のための宿泊費※土佐清水市内の宿泊施設利用分のみを対象とし、教育機関に所属する学生については海洋生物研究施設「じんべえ館」利用分に限る。（３）調査研究のための物品購入に要する経費（４）その他研究活動に要する経費で協議会会長が認めるもの | 地域資源の保全に要する経費（１）保全のための物品購入に要する経費（２）保全活動の啓発に要する経費（３）その他保全に要する経費で協議会会長が認めるものただし、団体の運営に関する経費、食糧費及び工事費は除く。 | 土佐清水ジオパーク構想の普及･啓発に要する経費（１）ジオパーク関連商品開発に要する経費（２）教育・啓発活動に要する経費（３）土佐清水ジオパーク構想のプロモーションに要する経費で協議会会長が認めるものただし、団体の運営に関する経費、食糧費及び工事費は除く。 |

**３．助成の金額**

（１）助成金の額

予算の範囲内で、1件あたり10万円以内

ただし、助成対象研究は１助成対象者につき１件とします。

（２）助成率　10/10

**４．応募の方法**

　　次の書類を直接協議会に持参するか、郵送してください。

（１）応募用紙

（２）企画書（任意様式）

（３）収支予算書

（４）その他必要書類

　※様式等は土佐清水ジオパーク推進協議会ホームページに掲載しています。

http://tosashimizu-geo.jp/

【申し込み先】土佐清水ジオパーク推進協議会

〒787-0450　高知県土佐清水市三崎今芝4032-2竜串ビジターセンターうみのわ

（国立公園＊ジオパーク推進課内）

 　　　 TEL：0880-87-9590　FAX：0880-87-9595　　E-MAIL：geopark@city.tosashimizu.lg.jp

**５．募集期間**

　令和２年３月２３日（月）～４月２８日（火）期間内必着とする。

**６．審査**

土佐清水ジオパーク推進協議会で選考を行い、審査に基づき、５月を目途に採択の可否を通知します。その後、採択となった事業については、助成金交付申請を行ない、５月中旬を目途に助成金の交付を決定します。

**７．実績報告**

　助成事業完了後、次の書類を令和３年３月５日（金）までに提出してください。

（１）土佐清水ジオパーク学術研究助成金事業実績報告書（様式第５号）

（２）事業の成果概要

（３）収支決算書

（４）活動の様子がわかる書類

（５）領収書または支払いを証明する書類の写し

（６）その他資料

**８．助成金の支払い**

　実績報告書等を精査して、助成金の額を確定し、支払います。

**９．活動発表**

　多くの方にジオパークの取り組みを知ってもらうため、活動事例発表会への参加や、広報物への執筆の依頼等をする場合がございますので、ご協力をお願いします。。

**１０．その他**

（１）助成金の交付に関する詳細については、「土佐清水ジオパーク構想活動支援事業助成金交付要綱」によります。

（２）交付決定後、実施者の氏名、所属、事業の概要を土佐清水ジオパーク協議会のホームページで公開します。

（３）事業実施期間の途中で、活動の様子や活動内容の報告を求めることがあります。

（４）実績報告書提出後には、土佐清水ジオパーク協議会が実施する発表会で発表をしていただくとともに活動の成果概要を土佐清水ジオパーク推進協議会ホームページに掲載する予定です。

（５）学術研究事業の場合、助成金を使って行われた研究の成果を学会等で発表するときや学術誌等に投稿する際は、研究の一部に本助成金を使用した旨明記してください。

（６）事業終了後、次年度の所属先と連絡可能な連絡先をご連絡ください。